

【令和4年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業
(プラットフォーム支援員による体制強化)】

深掘レポート 第1回：EUの食品ラベル表示



Eurovision & Associates

2024年2月

目次

1. はじめに	1
2. アルコール飲料のラベル表示	1
2.1 FIC 規則の改正におけるアルコール飲料のラベル表示について	1
2.2 ワインのラベル表示	2
2.3 アイルランドにて可決されたアルコール飲料ラベルの健康警告表示	3
2.4 アイルランドの新法に関する各利害関係者の見解	4
2.4.1 EU 加盟国の反応	5
2.4.2 EU 域外からの反応	6
3. 原産地表示	6
3.1 食品とその原材料の原産地表示	6
3.2 国内法	7
3.3 FIC 規則改正に関する動向	8
3.4 利害関係者の見解	9
3.4.1 砂糖業界の反応	9
3.4.2 農業団体の見解	9
3.4.3 食品飲料業界の見解	10
4. 賞味期限（BEST BEFORE）／消費期限（USE BY）のラベル表示	10
4.1 FIC 規則にある 賞味期限・消費期限の概要	10
4.2 賞味期限に関する FIC 規則の改正	11
4.3 利害関係者の反応	13
5. 製品包装の前面における栄養成分表示（FRONT OF PACKAGING NUTRITION LABELLING : FOPNL）	14
5.1 EU 加盟国の栄養表示システム	15
5.1.1 ニュートリスコアシステム（Nutri-Score System）	15
5.1.2 ニュートリインフォームバッテリーシステム（Nutrinform battery system）	16
5.1.3 北欧諸国で採用されている栄養表示システム	17
5.2 EU 加盟国の FOPNL に関する見解	18
5.3 利害関係者の見解	19
5.3.1 ニュートリスコアに関する利害関係者の見解	19
5.3.2 FOPNL に関する利害関係者の見解	19
6. 結びに代えて	20

1. はじめに

規則（EU）1169/2011（以下、FIC規則）は、消費者の食品に関する情報を得る権利を保障するものである。FIC規則では、主に、包装済み食品の製品名、原材料リスト、正味重量、消費期限、アレルゲン成分、生産者名と住所、栄養素といった情報のラベル表示を義務化している。これに加え、アルコール度数表示や、豚、羊、山羊、家禽の生肉、冷蔵肉、冷凍肉の原産地表示、重量における単位の統一が規定されており、食品事業者は、これらの情報を無償で消費者に開示しなければならない^{1 2}。

2020年に発表された「農場から食卓まで（Farm to Fork）」戦略の一環として、欧州委員会はFIC規則の改正の方針を打ち出しており、消費者がより健康的で持続可能な食品を選択し、食品廃棄に取り組むこととしている³。この目的を実現するために、欧州委員会は、新たに、アルコール飲料のラベル表示内容追加、原産地表示の細分化、賞味期限/消費期限（Best Before/ Use By）の記載や調和の取れた包装前面の栄養ラベル表示（Harmonised Mandatory Front-of-Pack Nutrition Labelling : FOPNL）の義務化を検討している。

2. アルコール飲料のラベル表示

2.1 FIC規則の改正におけるアルコール飲料のラベル表示について

FIC規則は、他の食品と同様にアルコール飲料に対して、同規則にて規定されている情報の表示を義務化しているが、栄養素や材料の表示は適用除外となっている⁴。しかしながら、2021年の3月に欧州委員会が発表した「欧州がん撲滅計画（Europe's Beating Cancer Plan）」では、欧州委員会が、すべてのアルコール飲料のラベルに栄養表示を義務付けることを提案すると発表している⁵。現在のFIC規則で規定されているアルコール飲料の製品ラベルに記載が必要な情報は以下のとおりである⁶。

	ラベル表示必須項目		アレルギー強調表示項目*
1	食品名	1	グルテンを含む穀物（小麦、大麦、オーツ麦）
2	原材料名	2	甲殻類
3	アレルギーを誘発する全ての加工助剤 ¹	3	卵
4	正味量	4	魚
5	賞味期限 ²	5	ピーナッツ
6	保管上の注意	6	大豆

¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=LEGISUM:co0019>

² https://food.ec.europa.eu/safety/labelling-and-nutrition/food-information-consumers-legislation_en

³ https://food.ec.europa.eu/safety/labelling-and-nutrition/food-information-consumers-legislation_en

⁴ https://food.ec.europa.eu/safety/labelling-and-nutrition/food-information-consumers-legislation/alcohol-labelling_en

⁵ https://food.ec.europa.eu/safety/labelling-and-nutrition/food-information-consumers-legislation/alcohol-labelling_en

⁶ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02011R1169-20180101>

7	輸入業者の個人名あるいは企業名とその所在地
8	原産国または産地
9	アルコール度数* ³ (% vol.もしくは% alc)
10	Lで始まるロット番号* ⁴

*¹ 特定の原材料については強調表示が必要

*² アルコール 10%以下の酒類のみ適用

*³ アルコール度数は少数第一位まで記載

*⁴ 賞味期限を未記載の場合のみ。ロット番号は生産者、製造者、包

7	牛乳・酪農製品
8	ナッツ
9	セロリ
10	辛子
11	ごま
12	濃度が 1kg/1ℓ あたり 10mg 超の二酸化硫黄または、亜硫酸塩
13	ルピナス（マメ科植物）
14	軟体動物

*1,4,6,7 については一部例外あり

2.2 ワインのラベル表示

ワインに関しては、FIC 規則に加えて、2023 年より適用が開始された委任規則(EU)2023/1606 により、ビールや蒸留酒より一足先に栄養成分の記載が義務化された。この委任規則により、消費者が、ワインを選択するにあたり、従来よりも多くの有益な情報を得ることが可能となった。同委任規則で必須が義務化されている情報は以下のとおり⁷。尚、同規則は、EU 市場に流通している 2024 年以降に収穫されたブドウを使用した全てのワインを対象としており、2023 年 12 月 8 日までに製造された製品は対象外となる⁸。つまり、前者のワインは FIC 規則と本委任規則の二つの規則が適用されることとなる。本規則に従わない場合、そのワイン生産者の製品は EU 市場から排除される可能性がある⁹。

内容	特記
製品名	原産地呼称保護（Protected Designation of Origin：PDO）や地理的表示保護（Protected Geographical Indication：PGI）のラベル記載
原産地呼称・地理的表示	
原産地	～産のワイン（wine of）や ～で生産された（produced in）といった文言を国名とともに記載
QR コード・URL	・消費者がさらなる詳細情報にアクセスできるよう QR コードもしくは URL を記載¹⁰ ・販売またはマーケティング情報の記載を禁止 ・QR コード・URL にアクセスした個人の情報追跡を禁止 ・QR コード・URL 内の記載情報は全て最新情報に維持・生産者や販売者のウェブサイトへのアクセスリンクの添付を禁止
原材料	・各原材料の割合の記載義務化

⁷ https://agriculture.ec.europa.eu/news/new-rules-wine-labelling-enter-application-2023-12-07_en

⁸ https://agriculture.ec.europa.eu/news/new-rules-wine-labelling-enter-application-2023-12-07_en

⁹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX%3A32021R2117>

¹⁰ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX%3A32021R2117>

数栄養成分	・エネルギー価、脂肪分、炭水化物、糖質、タンパク質、塩分など、100ml あたり、あるいは 1 人前あたりの栄養成分表示を義務化
アレルギー物質	・アレルギー情報はボトルに添付されたラベルに記載
容量	FIC 規則と重複内容
アルコール度数	
自業者名	
糖度（スパークリングワインのみ）	
最低保存期限	

【参考】 必須ではないがラベルに記載が許可されている情報

内容	特記
ヴィンテージ年	使用するブドウの 85%以上が当該年に収穫されたものであれば可
ワイン用ブドウの品種	特定の規則に従い、使用されているブドウ品種のラベル表示を許可
非保護指定商品	保護呼称のないブドウ製品について、「ヴァラエタル・ワイン（Varietal wines）」などの用語使用を許可
生産方法	特定の生産方法に関する用語を使用
地理的単位	指定地域よりも広範な地理的単位の指定を許可

2.3 アイルランドにて可決されたアルコール飲料ラベルの健康警告表示

アイルランドは、「2018 年アルコール飲料に関する公衆衛生法（Public Health (Alcohol) Act 2018）」の第 12 条を通してアルコール飲料製品に対して明確な健康警告表示を義務付けることを決定した¹¹。2022 年 6 月、アイルランドはこれらの規定を実施するために同規則案を欧州委員会に通知した¹²。

この通知は、指令（EU）2015/1535（単一市場透明性指令、Single Market Transparency Directive：SMTD）に基づく技術規制情報システム（Technical Regulations Information System：TRIS）に沿ったものである。TRIS は、加盟国間の基準が異なることによって EU 単一市場内の齟齬が出るのを防ぐことを目的としている。

TRIS の手続きには、通告後 3 ヶ月間は、通告国にて対象の規則を採択できない期間となっている。欧州委員会、または加盟国が詳細な意見を提出した場合は、さらに停滞期間が 3 ヶ月延長される。詳細な意見を受け取った場合、通告国は、その意見で指摘された問題に対処するための措置を欧州委員会に通知しなければならない¹³。アイルランドは 2022 年 6 月 21 日に上述の草

¹¹ <https://www.irishstatutebook.ie/eli/2018/act/24/section/12/enacted/en/html>

¹² <https://www.irishstatutebook.ie/eli/2018/act/24/section/12/enacted/en/html#sec12>

¹³ <https://www.globalpolicywatch.com/category/ireland/>

案を通知し、9つの加盟国から詳細な意見が出されたため、同法の実施には2022年12月以降に延期となった。

最終的に、2023年1月に欧州委員会は、アイルランドの上述の新法を承認した。本法の適用にあたり、3年間の移行期間が設定され、2026年5月から同法が適用開始となる¹⁴。新たにラベル表示が義務化された情報は、①アルコールが肝臓に関する疾患を引き起こすこと ②妊婦の飲酒は胎児と妊婦にリスクをもたらすこと ③致命的な癌との関連性についての警告である¹⁵。

【ラベル表示内容の例】



2.4 アイルランドの新法に関する各利害関係者の見解

2.4.1 アルコール業界

フランスワイン・蒸留酒輸出連合会（Fédération des Exportateurs de Vins & Spiritueux de France : FEVS）の Nicolas Ozanam 事務局長は、アイルランドの新法は、単一市場の原則から大きく逸脱していると主張した。アイルランドの同規則は、3年以内に施行される予定だが、Ozanam 事務局長は、アイルランド自身または欧州委員会により、2026年までに法的枠組みが見直しされることを予想している^{16 17 18}。

イタリアの農業団体の Coldiretti は、アイルランドの新法に対して「恐ろしい警告表示が欧州レベルで危険な先例を作ることになる」と述べた¹⁹。また、同団体は、同法は、北欧諸国の典型的な過剰なアルコール消費と、アルコール度数の低い良質な製品の節度ある消費を区別していないと批判した²⁰。しかし、こうした批判にもかかわらず、アイルランドとの対話の試みや規則の変更交渉には未だ至っていない²¹。

¹⁴ https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-9-2023-002227-ASW_EN.html

¹⁵ <https://www.irishstatutebook.ie/eli/2018/act/24/enacted/en/html>

¹⁶ <https://www.efanews.eu/item/31610-ireland-anti-alcohol-label-is-law.html#:~:text=The%20law%2C%20the%20government%20memo,cancers%20due%20to%20alcohol%20consumption.>

¹⁷ <https://www.ibec.ie/drinksireland/news-insights-and-events/news/2023/05/16/strong-international-opposition-to-irelands-alcohol-labelling-proposals>

¹⁸ <https://www.theportugalnews.com/news/2023-06-17/ireland-vs-big-wine/78692>

¹⁹ <https://www.decanter.com/wine-news/irelands-plans-for-cancer-warnings-on-alcohol-labels-draw-formal-complaint-503844/>

²⁰ <https://www.rossorubino.tv/coldiretti-e-confindustria-le-etichette-del-vino-approvate-in-irlanda-un-danno-per-tutta-italia/>

²¹ <https://www.euractiv.com/section/agriculture-food/news/italy-seeks-dialogue-with-ireland-in-wine-label-row/>

ドイツワイン生産協会（Deutscher Weinbauverband）に代表されるドイツのワイン業界は、ワイン業界、特に中小企業に余分なコストがかかるという理由からアイルランドの新法を批判している。一方で、ドイツ国内の公衆衛生団体や消費者団体は、アイルランド規制に対する積極的な対応はみられない。さらに、ドイツで近年実施された消費者調査では、アルコールラベルに健康上の警告を表示することへの支持が示されている^{22 23}。

フランスの輸出業者はアイルランド市場の損失を第一に懸念しているわけではなく、EU レベルでより広範に規制が適用され、より大規模な販売に影響が及ぶことを恐れている^{24 25}。フランス、イタリア、スペインが世界のワインボトルの半分近くを生産していることを考慮すると、アイルランドの規制が EU 規則になった場合のリスクは大きいことが考えられる²⁶。

2.4.1 EU 加盟国の反応

ワインと蒸留酒で有名なフランスは、アルコール飲料のパッケージに関する規制を 2007 年に導入しているが、アイルランドの新法ほど広範ではない。一方で、フランス政府はアイルランドの新規則に対して曖昧な立場をとっている²⁷。フランスの規制は、同国で販売されるアルコール飲料のパッケージにて、飲料の種類、アルコール度数、アレルギー物質、妊娠中へのアルコール摂取の警告ピクトグラム（情報や注意を伝えるための視覚記号）もしくは文言、トレーサビリティ番号などの情報を記載しなければならない。しかし、アルコールが肝臓やがんに与える影響に関する警告は義務付けられておらず、アイルランドの新規制とは乖離が存在している²⁸。

イタリアの Antonio Tajani 外相は、アイルランドの計画はイタリアのアイデンティティと遺産に対する攻撃であると述べており、アイルランドの新法は地中海式食生活に悪影響を及ぼす可能性があるとして批判している^{29 30}。また、イタリア、フランス、スペインと合わせて、世界のワイン販売量の 47%を占めていることから、3 カ国共同でアイルランドの法律に反対する声明を起草している³¹。

²² <https://movendi.ngo/news/2023/06/15/two-thirds-of-germans-in-favour-of-alcohol-health-warning-labels/>

²³ <https://www.alkoholpolitik.de/aktuell/deutschland/757-umfrage-zwei-drittel-bef%C3%BCrworten-warnhinweise-auf-alkoholflaschen>

²⁴ <https://www.businessfrance.fr/irlande-les-exportations-francaises-de-vins-et-spiritueux-vers-l-irlande-gagnent-en-qualite>

²⁵ <https://www.businessfrance.fr/decouvrir-la-france-actualite-17-2-milliards-d-euros-d-exportation-de-vins-et-spiritueux-francais-en-2022>

²⁶ <https://www.euractiv.fr/section/sante/news/litalie-vent-debout-contre-letiquetage-sanitaire-du-vin-en-irlande/>

²⁷ https://www.francetvinfo.fr/sante/drogue-addictions/macron-president-du-vin-partenariat-avec-les-banques-alimentaires-etiquetage-l-association-addictions-france-denonce-les-pratiques-des-lobbies-de-l-alcool_5901728.html

²⁸ <https://www.imprimerieareaction.com/blog/etiquettes-vin>

²⁹ <https://www.thedrinksbusiness.com/2023/02/absurd-health-warning-wine-labels-in-ireland-angers-europe/>

³⁰ <https://www.euractiv.com/section/politics/news/italy-forms-coalition-against-wine-health-labels-in-ireland/>

³¹ <https://www.euractiv.com/section/politics/news/italy-forms-coalition-against-wine-health-labels-in-ireland/>

ドイツは、EU 第 4 位のワイン生産国であるにもかかわらず、アイルランドの表示規則を表立って批判していないのは、アイルランドに輸出されているドイツ産のワインはごく一部に過ぎないことによると考えられる³²。その他のワイン生産国であるオーストリアとオランダも、アイルランドの表示規則に関してドイツと同様の反応を示している³³。

2.4.2 EU 域外からの反応

2023 年 6 月 23 日、世界貿易機関（WTO）の貿易に関する技術的障害（Technical Barriers to Trade : TBT）に関する委員会において、多くの加盟国がアルコール飲料のラベル表示について、EU 単一市場への悪影響を懸念する意見が表明された。特に、本ラベル案に対して懐疑的な参加国（米国、メキシコ、ドミニカ共和国）は、特定の国のみに追加のラベルを貼付することは手間と費用が余計にかかると考えており、加えて、ラベルに表示される健康への悪影響に関する情報についても、客観的な科学的根拠が乏しいと主張している。EU はこうした懸念に対し、本措置は消費者にアルコール摂取のリスクについて明確な情報を提供することを目的とし、単一市場原則に反するものではないと強調し、必要とされるラベルについては、アイルランドへの輸出後や販売前にステッカーを添付することで良いとしている³⁴。

3. 原産地表示

FIC 規則にて、原産国または産地の表示の義務付けは、これらの表示を行わない場合に起こり得る消費者による誤解を防ぐことを目的としている。すなわち FIC 規則第 26 条では、食品に付随する情報またはラベル全体が、その食品の原産国または産地が異なることを暗示するような場合、原産国または産地の表示を義務付けている³⁵。

3.1 食品とその原材料の原産地表示

原産地表示のベースラインとなる規制は、FIC 規則第 26 条 3 項を拡大する実施規則（EU）2018/775 である³⁶。2020 年 4 月 1 日から施行された本規則では、食品の主要原材料の原産国または原産地が食品の原産地と異なる場合には、食品の主要原材料の原産国または原産地の表示を義務付けている。本実施規則は、食品の主要原材料の原産地情報についての透明性を高め、食品ラベルを通じ主要原材料の原産地に関する明確な情報を消費者に提供することが目的である。同実施規則において、フォントサイズやラベルの位置に関しては、FIC 規則第 13 条の内容を遵守することを前提としたガイドラインが規定されている。同実施規則では、販売食品とその主要原材料の原産地・生産地が異なる場合は、主要原材料の原産地（域）・生産地（域）を記載する必要がある。具体的な記載方法については以下のとおり³⁷。

³² <https://www.fas.usda.gov/data/germany-overview-german-wine-sector-2022-2023>

³³ <https://www.irishexaminer.com/news/arid-30737570.html>

³⁴ https://www.wto.org/english/news_e/tbt_23jun23_e.htm

³⁵ https://food.ec.europa.eu/safety/labelling-and-nutrition/food-information-consumers-legislation/origin-labelling_en

³⁶ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018R0775&rid=1>

³⁷ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018R0775&rid=1>

原材料の原産地もしくは産地の記載方法
① 「EU」、「非 EU」または「EU および非 EU」
② 複数の加盟国内または第三国内のその他の地理的地域（地域、または国際公法に基づき定義されている場合、または通常の知識を持つ一般消費者がよく理解できる場合）
③ FAO 漁業地域、海又は淡水域（国際法上そのように定義されている場合、又は通常の知識を有する平均的消費者がよく理解している場合）
④ 加盟国又は第三国名
⑤ 地域、または加盟国もしくは第三国内のその他の地理的地域（通常の知識を有する平均的消費者がよく理解している場合）
⑥ 以下のような記述：「（主原料の名称）は、（食品の原産国または原産地）を原産とする／しない」（もしくは、消費者にとって同じ意味を持つ可能性の高い類似の文言）

原産地記載におけるルール

FIC 規則第 3 条	実施規則（EU）2018/775
① 包装面の最大面積が 80cm² 以上の場合、添付にある「Appendix」の「x」の文字の高さは 1.2mm 以上 ② 包装面の最大面積が 80cm² 未満の場合、「x」の文字の高さは 0.9mm 以上 	① FIC 規則にて定義されている最小フォントサイズより大きいフォントサイズで提供されなければならない。 ② 食品の原産国又は産地が文字で示されている場合、原材料の原産国又は産地は、食品の原産国又は産地表示と同じ場所に表示され、かつ、食品の原産国又は産地の表示の左 FIC 規則記載の「Appendix」の x の大きさの 75% 以上 ③ 食品の原産国又は産地が文字以外の形式で表示される場合、原材料の原産国又は産地の表示は食品そのものと同じ箇所に記載

注：FIC 規則第 3 条は食品そのものの原産地のラベル記載のルールとしても適用されている。

3.2 国内法

欧州委員会は、食品の原産地に関する情報を求める消費者の声が高まっていることを認識しており、原産地表示の義務化を他の食品にも拡大している。EU の規則が不十分な場合を想定して、現行の FIC 規則第 39 条では、加盟国が EU 規則に加えてラベル表示に関する規制を設定することが許されている³⁸。ただし、加盟国の規則制定は、公衆衛生と消費者の保護、不正行為の防止、地理的保護や原産地呼称保護のいずれかの理由に基づいていなければならない。また、EU 加盟国が原産国表示の義務付けを導入できるのは、「食品の一定の品質と原産国との間に関連性が証明されている場合」に限られ、「消費者の大多数がその情報の提供に大きな価値を認め

³⁸ [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2018/625182/EPRS_BRI\(2018\)625182_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2018/625182/EPRS_BRI(2018)625182_EN.pdf)

ているという証拠」を欧州委員会に提出しなければならないと規定している。原産地表示に関する国内法を導入している EU 加盟国は以下のとおり³⁹⁾。

	ラベル表示が国内法で義務化されている製品	
ギリシャ	乳製品	ローヤルゼリー
スペイン		
フランス		
イタリア		米
		デュラム小麦
		トマト製品
リトアニア		
ポルトガル		
ルーマニア		
フィンランド		肉製品
		包装されていない魚遺品

3.3 FIC 規則改正に関する動向

既述の通り、2020 年に発表された「農場から食卓まで (Farm to Fork)」戦略の一環として、EU は消費者への食品の情報提供に関する規則を更新する提案を検討している。この戦略における重要な取り組みとして、欧州委員会は、原産地表示の義務付けを拡大し、新たな食品を含めることを検討している。この拡大は、牛乳および原材料として使用される牛乳、原材料として使用される肉、米、デュラム小麦、ジャガイモ、特定のトマト製品に使用されるトマトといった品目が対象となり得る⁴⁰⁾。

2021 年 12 月 13 日から 2022 年 3 月 7 日まで実施された公開協議にて、消費者が食品の原産地に興味を示す主な理由は、①地元の生産者や地域経済の支援 ②情報に基づいた選択 ③食品の環境に対する影響の理解促進であることが判明した。また、上述の原材料に関して言えば、約 9 割の回答者が、原産地表示の提供の義務化は、すべての製品グループにおいて「非常に重要」または「重要」と考えている^{41) 42)}。

³⁹⁾ [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2018/625182/EPRS_BRI\(2018\)625182_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2018/625182/EPRS_BRI(2018)625182_EN.pdf)

⁴⁰⁾ https://eurohealthnet.eu/wp-content/uploads/220223_ehnet_response_to_labelling_on_food_alcohol_origin_and_date_of_expiry.pdf

⁴¹⁾ https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12749-Food-labelling-revision-of-rules-on-information-provided-to-consumers/public-consultation_en

⁴²⁾ <https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-european-green-deal/file-origin-information-of-food-products>

原産地情報を提供するための地理的詳細については、ほぼすべての製品群で「国レベル」が好ましい選択肢として挙げられた。しかし、牛乳では「地域レベル」が最も多く選ばれている。原産地情報を提供すべき製造工程については、回答者によって意見が分かれた。米、デュラム小麦、トマト、ジャガイモでは「収穫地」が最も多い。一方、牛乳・乳製品では「搾乳地」が最も多く、食肉・ウサギ肉・ジビエ肉では「飼育・狩猟・と殺地」が最も多かった⁴³。

欧州委員会は 2023 年に FIC 規則の改正提案を発表する予定であったが、2023 年末までの今後の欧州委員会の暫定議題にも、2024 年の欧州委員会作業プログラムにも、この提案は記載されておらず、FIC の改正提案の提出時期は依然として不透明である^{44 45 46}。

一方で、2023 年に欧州委員会が提案した朝食に使用される食材に関する一連の指令をまとめた「朝食指令」の改正案に対して、欧州議会は修正案を採択した。欧州議会による修正では、ブレンドはちみつ、フルールジュース、ジャムなどの製品において、複数の原材料の原産地を使用割合の多い順にすべて記載することを規定している⁴⁷。

3.4 利害関係者の見解

3.4.1 砂糖業界の反応

EU の砂糖生産者を代表する Comité Européen des Fabricants de Sucre (CEFS) は、FIC 規則の実施規則の草案に関する 2018 年 1 月に実施された公開協議にて、実施規則の草案における改善点を認めつつも、主原料の原産地を表示するために提案されている選択肢は、EU の砂糖部門の複雑な生産工程を完全に考慮したものではないとみている。CEFS に加盟している砂糖事業者は、EU 域内のテンサイと EU および第三国のサトウキビから砂糖を生産していることから、砂糖は単一原料製品（シュガーパックなど）として販売され、食品（菓子など）の主原料としても使用される。しかし、CEFS は、主原料の原産地が頻繁に変わる場合や複数の原産地がある場合の懸念を強調した。さらに CEFS は、既存の法的枠組みが十分に考慮されていないと主張している。CFES は、第三国から輸入された原料糖（粗糖）から EU 域内で製造された精製白糖は、輸出国（粗糖の精製国）である第三国を原産地とみなすべきではない、と指摘した⁴⁸。

3.4.2 農業団体の見解

⁴³ <https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-european-green-deal/file-origin-information-of-food-products>

⁴⁴ <https://ec.europa.eu/transparency/documents-register/>

⁴⁵ https://commission.europa.eu/strategy-documents/commission-work-programme/commission-work-programme-2024_en

⁴⁶ https://ec.europa.eu/food/system/files/2022-04/f2f_timeline_actions_en.pdf

⁴⁷ <https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20231208IPR15766/breakfast-directives-meps-want-clearer-labelling-of-honey-fruit-juice-jam>

⁴⁸ <https://cefs.org/wp-content/uploads/2018/02/18.01.30-CEFS-key-messages-on-FOP-labelling.pdf>

欧州最大の農家の利益団体である Copa Cogeca は、ハチミツの原産地規則に関して、EU 加盟国が協力して税関レベルでの管理を強化するよう求めている。同団体は EU 域外の事業者による、ハチミツの EU への輸出にあたり不正が判明した業者を「レッドリスト (Red List)」に掲載し、EU 市場から遮断することを提案している。Copa Cogeca の上級政策顧問である Federico Facchin 氏は、主に、中国産のハチミツに関する産地偽装などの不正に対処するために EU の意思決定者が迅速に対応する必要性を強調している⁴⁹。

3.4.3 食品飲料業界の見解

EU 最大の食品飲料団体である Food Drink Europe は、原産国表示の義務化がもたらす複雑さと潜在的な欠点を指摘している。同団体は、EU の食品・飲料製造部門にとって単一市場がいかに重要であるかを強調し、同団体の所属企業売上高の約 90% が単一市場内で発生していることを示している。原産地情報提供によるビジネスチャンスを認めつつも、Food Drink Europe は、フランス、イタリア、リトアニア、ギリシャ、ルーマニア、ポルトガル、フィンランド、スペインなど、特定の EU 諸国が採用している原産地表示の義務化に関する国内措置によって、同部門が直面している課題に懸念を示している。具体的には、サプライチェーンへの直接的な影響、契約の喪失、効率の低下など、ビジネスや貿易への影響を挙げており、特に、中小企業や国境地域の企業が影響を受けやすいと指摘している。

Food Drink Europe は、現在の EU の法的枠組みは消費者を誤解から守るのに十分であると強調し、自発的な原産地表示制度を通じて EU の高品質な農産物や製品を世界に広めることを提唱している。同団体の見解は、単一市場の分断を防ぐために政治的リーダーシップを求めるものであり、原産地表示の義務化がもたらす課題に保護主義的な対応は不適切だと主張している⁵⁰。

4. 賞味期限 (Best Before) / 消費期限 (Use by) のラベル表示

4.1 FIC 規則にある 賞味期限・消費期限の概要

食品の「賞味期限 (Best before)」または「消費期限 (Use By)」を表示する際の規則は、FIC 規則の附属書 X にて規制されている。同附属書に記載されている内容は以下のとおり⁵¹。一般に「賞味期限」とは、適切な保管条件下で食品の風味や食感が期待される品質を維持できる時点の意味している。これは、冷蔵品から缶詰に至るまで多様な食品に使用されている。EU 規則では、消費者を誤解させないことを前提とし、かつ、卵以外は、この日付を過ぎても食品を販売することを禁止していない。一方、「消費期限」とは、新鮮な魚や乳製品などの短期間で腐敗する食品に適用され、対象製品が安全に消費できる最終期限を示している⁵²。

⁴⁹ <https://www.foodingredientsfirst.com/news/copa-cogeca-press-ec-to-act-on-massive-honey-fraud-through-transparent-labeling.html>

⁵⁰ <https://www.europarl.europa.eu/cmsdata/148123/jacobs-presentation.pdf>

⁵¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32011R1169>

⁵² <https://www.euronews.com/next/2020/10/12/use-by-and-best-before-labels-a-new-eu-plan-to-cut-down-on-food-waste>

賞味期限 (Best before)
記載は、【Best before :日付】とする。それ以外は、【Best Before end】と記載する。後者の記載方法の場合、賞味期限の日付の記載箇所と管理方法の記載を義務化
日付記載方法は日、月（必要の場合は年）の順で記載。ただし以下記載の条件に当てはまる食品の場合は例外が認められる。 ① 3か月以上保存できない食品の場合は、日及び月の表示 ② 3ヶ月を超え18ヶ月以内の保存が可能な食品は、月と年の表示 ③ 18箇月以上保存する場合は、年のみ表示
他の種類の日付表示を課す欧州連合の規定遵守を条件に以下食品は、最低耐久期間の日付表示を必要としない ① ジャガイモを含む生鮮青果物で、皮をむいたり、カットしたり、同様の処理を施していないもの ② ワイン、リキュールワイン、スパークリングワイン、アロマワイン、およびブドウ以外の果実から得られる同様の製品、ならびにブドウまたはブドウ果汁から得られる CN コード 2206 00 に該当する飲料 ③ 10 容量%以上のアルコールを含む飲料 ④ パンまたは菓子製造者の製品で、内容物の性質上、製造後 24 時間以内に消費されるもの ⑤ 食酢 ⑥ 食塩 ⑦ 固形砂糖 ⑧ 香料および／または着色糖のみからなる菓子類 ⑨ チューインガムおよび類似の咀嚼製品

消費期限 (Use By)：個別に包装された食品は、「使用期限」を表示しなければならない。
原則、記載は、【Use By 日付】とする。別箇所に日付が記載されている場合、【Use By】の後に日付の記載位置を明記
日付は、日、月、（必要の場合は年）の順に記載する
"消費期限"は、食品の各包装に表示しなければならない。

4.2 賞味期限に関する FIC 規則の改正

欧州委員会は、「賞味期限」や「消費期限」といった食品の日付表示の理解と利用を改善することで、食品廃棄に取り組むことを目指している。2018 年の欧州委員会の調査によると、EU

における年間食品廃棄量の約 10%が日付表示に関連している⁵³。これにより、同調査では、日付表示についての消費者の誤った解釈が、家庭での食品廃棄を助長しているという結論に至った。このため、欧州委員会は、「Farm to Fork 戦略」に沿って、この問題の対処を目的に、FIC 規則の改正を決定した⁵⁴。

2020 年の 12 月 23 日から 2021 年の 2 月 4 日まで実施された影響評価では、上述の提案を補足するためのさらなる調査を実施した。さらに、2021 年 12 月 13 日から 2022 年 3 月 7 日まで、消費者情報と食品の安全性を優先し、食品廃棄の防止策を提案するための公開協議が行われた⁵⁵。同公開協議では、約 3,000 件の回答が寄せられ、その半数以上が市民からのものであった。市民の参加者のほぼ全員が、消費者の日付表示の理解度が、食品を消費するか廃棄するか決定に大きく影響するという見解を示した。さらに、回答者の約 7 割が、商品の賞味期限や使用期限の用語、形式、視覚的な表示について改善が、日付表示をより適切に理解する手助けになると回答した。最後に、同様に回答者の 7 割が、食品に日付表示が義務付けられていない場合は、食品廃棄を最小限に抑えるために賞味期限を表示しない方が望ましいと回答した⁵⁶。

欧州委員会はまた、食品事業者が EU 規則を適用し、サプライチェーンにおける無駄を最小限に抑えるための指針となるよう、欧州食品安全機関（EFSA）からも科学的助言を求めている⁵⁷。「EU Platform on Food Losses and Food Waste（食品ロスと食品廃棄に関する EU プラットフォーム）」の中の日付表示に関するサブグループは、食品廃棄をさらに防ぐための関係者の話し合いを推進している⁵⁸。

さらに、2015 年から 2021 年にかけて、欧州委員会の保健衛生・食品安全総局（DG SANTE）は少なくとも 3 件の委託契約を通じて欧州の消費者が「賞味期限」と「使用期限」を区別する能力を評価した結果、これらの必要な情報は、EU の複数の公用語で記載されるべきであることが判明した^{59 60 61}。

⁵³ https://food.ec.europa.eu/safety/labelling-and-nutrition/food-information-consumers-legislation/proposal-revision-regulation-fic_en

⁵⁴ https://food.ec.europa.eu/safety/food-waste/eu-actions-against-food-waste/date-marking-and-food-waste-prevention_en

⁵⁵ <https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12749-Revision-of-food-information-to-consumers>

⁵⁶ [https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-european-green-deal/file-revision-of-eu-rules-on-date-marking-\(use-by-and-best-before-dates\)](https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-european-green-deal/file-revision-of-eu-rules-on-date-marking-(use-by-and-best-before-dates))

⁵⁷ <https://www.efsa.europa.eu/en/funding-calls/preventing-and-reducing-food-waste-reduce-environmental-impacts-and-help-reach-2030>

⁵⁸ https://food.ec.europa.eu/safety/food-waste/eu-actions-against-food-waste/date-marking-and-food-waste-prevention_en

⁵⁹ https://data.europa.eu/data/datasets/s2095_425_eng?locale=en

⁶⁰ <https://data.europa.eu/doi/10.2875/808514>

⁶¹ https://food.ec.europa.eu/system/files/2022-02/fw_eu_actions_dm_20211130_report_1.pdf

これらを基に、2023 年 3 月 8 日、FIC 規則の一部である「賞味期限」に関する改正案に関する議論が、腐りにくい製品の食品廃棄を減らすという考えのもとに実施された⁶²。本改正において、審議されているのは、「Best before」の後に「Often good after」という文言を入れることである⁶³。これは前述のとおり、食品廃棄を増長しないことを目的としている⁶⁴。本件に関し欧州委員会で検討中の採択前の FIC 規則改正草案の附属資料は以下参照⁶⁵。

ANNEX

Annex X to Regulation (EU) 1169/2011 is amended as follows:

Under Point 1 of Annex X of Regulation (EU) No 1169/2011, indent a, is replaced by the following:

- (a) The date shall be preceded by the words:
- ‘Best before ...’ when the date includes an indication of the day,
 - ‘Best before end ...’ in other cases,
- And followed by the words ‘often good after’

(a bis) The date of minimum durability shall be indicated as follows:

In Bulgarian	Най-добър до В повечето случаи годен и след това
In Croatian	Najbolje upotrijebiti do Nakon toga često dobre kvalitete
In Czech	Minimální trvanlivost do Po tomto datu je obvykle ještě vyhovující
In Danish	Bedst før Ofte god efter
In Dutch	Ten minste houdbaar tot Vaak goed na
In English	Best before often good after
In Estonian	Parim enne Sageli hea ka pärast
In Finnish	Parasta ennen Yleensä laadukasta myös sen jälkeen
In French	À consommer de préférence avant le souvent bon après
In Gaelic	Is fearr roimh an é Is minic go mbíonn sé maith ina dhiaidh sin
In German	Mindestens haltbar bis Oft länger gut
In Greek	Ανάλογη κατά προτίμηση πριν από και συχνά μετά την εν λόγω ημερομηνία
In Hungarian	Minőségét megőrzi Jellemzően ezt követően is jó
In Italian	Da consumarsi preferibilmente entro il Spesso buono oltre
In Latvian	Ieteicams līdz Driest uzturā lietot pēc
In Lithuanian	Geriausias iki Dažnai vis dar tinkamas naudoti po
In Maltese	L-ahjar użu qabel Normalment ikun tajjeb anki wara
In Polish	Najlepiej spożyć przed Często dobre dłużej

4.3 利害関係者の反応

食品企業のネスレは、消費者の満足と明確なコミュニケーションを重視し、保存可能な製品には「賞味期限」のみ、腐りやすい食品や乳児用食品には「消費期限」のみを表示することを

⁶² <https://www.foodtimes.eu/consumer-en/best-before-often-good-after-changing-labels-to-reduce-food-waste/>

⁶³ <https://www.foodtimes.eu/consumer-en/best-before-often-good-after-changing-labels-to-reduce-food-waste/>

⁶⁴ https://www.foodnet.cz/images/Delegated_act_date_marking_08032023_-_FIC_GROUP.pdf

⁶⁵ https://www.foodnet.cz/images/Delegated_act_date_marking_08032023_-_FIC_GROUP.pdf

主張した。同社は、国際食品規格を策定するコーデックス（Codex）委員会の決定に賛同し、「日付表示」を明確にすることが消費者の利益に最もかなうと考えている。また、賞味期限の定義を強化し、消費者への情報開示を明確にすることを支持する意向を表明した⁶⁶。

惣菜や冷凍食品業界を代表する欧州チルド食品連盟（European Chilled Food Federation：ECFF）は、食品廃棄削減を支持しつつ、日付表示政策の見直しには慎重な姿勢を示した。ECFF は、「使用期限」と「賞味期限」の区別を推奨し、消費者啓蒙キャンペーンによる理解促進を強調している。製造年月日のラベル表示には反対し、食品事業者の責任や評価への影響に懸念を表した。ECFF は、既存と新規表示方法の慎重な比較検討と、ラベルスペースや多言語要件など、食品事業者への負担軽減も同時に求めている。⁶⁷

ドイツの食品事業者を代表するドイツ食品連盟（Food Federation Germany）は、欧州委員会が打ち出した 2030 年までの食品廃棄物削減目標を支持し、現行の日付表示方法の維持を提唱している。同連盟は、加盟国間の言語的調整と、EU 全体での教育キャンペーンによる消費者の理解向上を強調している。また、日付表示用語の誤解の影響評価と、時間-温度表示などの革新的な技術の採用を促した⁶⁸。

5. 製品包装の前面における栄養成分表示（Front of Packaging Nutrition Labelling：FOPNL）

「Farm to Fork Strategy（農場から食卓まで）」戦略の中で、欧州委員会は 2022 年までに、調和の取れた義務的な FOPNL を提案することを明らかにした。FOPNL は、消費者に包装食品の栄養成分に関する情報を目立つような形で表示し、消費者に、より健康的な食習慣を奨励し、公衆衛生意識を高めることで、健康意識の高い社会に貢献することを目指している。欧州委員会は、2021 年 2 月に発表した「欧州がん撲滅計画（Europe's Beating Cancer Plan）」においても、FOPNL の導入を強調している。しかし、イタリアをはじめとする一部の EU 加盟国による強い反対により、同システムの発表は見送られており、現在も発表の見通しは立っていない⁶⁹。FOPNL の利点は以下のとおり⁷⁰。

	概要
消費者	FOPNL は、食品の栄養成分に関する明確な情報を提供し、消費者により健康的な食品の選択を促す。

⁶⁶ https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12749-Food-labelling-revision-of-rules-on-information-provided-to-consumers/public-consultation_en Found within attached annex files of site "Nestlé position FIC Public Consultation – Additional comments (Ref. Ares(2022)686028 - 29/01/2022)"より引用

⁶⁷ https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12749-Food-labelling-revision-of-rules-on-information-provided-to-consumers/public-consultation_en Found within attached annex files of site "Consideration regarding date making. (Ares(2022)1456496 - 26/02/2022)"より引用

⁶⁸ <https://www.lebensmittelverband.de/en/federation/positions/20210203-comments-on-eu-commission-inception-impact-assessment-labelling-elements>

⁶⁹ <https://www.france24.com/en/live-news/20230309-in-eu-a-food-fight-over-nutrition-labels>

⁷⁰ <https://eupha.org/repository/advocacy/2023/EUPHA%20Statement%20on%20FoPNL%20FINAL.pdf>

事業者	EU 全域で単一に調和の取れた FOPNL スキームは、混乱や不公平な利点を排除し、すべての事業者にとって公平な競争条件を創出する。単一の制度により、事業者の管理負担とラベル表示費用が軽減される。
加盟国	EU 全体のスキームは、肥満や食事関連疾患の蔓延を減らすことを意図した EU 加盟国の国内政策の実現に寄与する。
EU	すべての政策において高水準の消費者・健康保護を確保するという EU の使命に沿って、域内市場の適切な機能を促進する。さらに、健康的な食品環境を促進し、食生活に関連する疾病を予防するという国際レベルでの公約の遵守を促進する。

5.1 EU 加盟国の栄養表示システム

5.1.1 ニュートリスコアシステム (Nutri-Score System)

フランスによって生み出されたニュートリスコアシステム (Nutri-Score System) は、スーパーマーケットにて販売される商品の栄養価に関する消費者の認識を高めるために考案されたものである。2017 年に初めてフランスで導入された同システムは、現在、欧州では、7 カ国がこのシステムを採用している (ドイツ、フランス、ベルギー、ルクセンブルグ、スペイン、オランダ、スイス) ⁷¹。この栄養成分表示はシンプルでかつ科学的に裏付けされたものであるため、FOPNL の一つの方法として注目が集まっている。ニュートリスコアは、スーパーマーケットの食品 (特に加工食品) を対象に、100g (液体の場合は 100ml) あたりの含有量を基準に計算されている ⁷²。商品には A から E までの分類があり、それぞれ 5 色で関連付けられ、消費者に商品の健康性について明確な情報を提供し、消費者がより健康的な食品を選択することを目的としている ⁷³。



ニュートリスコア

多くの科学者が同システムを支持する一方で、欧州委員会の DG SANTE の Claire Bury 副総局長は、加盟国間で摩擦を産むラベル表示を安易に採用するわけにはいかないと慎重な姿勢を示している ⁷⁴。

⁷¹ <https://www.foodwatch.org/en/who-eu-wide-introduction-of-nutri-score-necessary>

⁷² beuc-x-2019-051_nutri-score_factsheet.pdf

⁷³ <https://nutriscare.blog/2021/12/02/why-nutri-score-is-computed-on-the-basis-of-100g-of-food-and-not-per-serving-as-requested-by-manufacturers/>

⁷⁴ <https://www.msn.com/en-xl/news/other/in-eu-a-food-fight-over-nutrition-labels/ar-AA180l9r?ocid=hpmns&cvid=b0ffe804afd84d689213e2ff37da6f7b&ei=9>

2023 年 12 月 31 日以降は、改善が加えられたニュートリスコアが適用されている。すでに市場に出回っている食品については、2025 年末まで 2 年間の移行期間が設けられる⁷⁵。主な変更点は以下のとおり⁷⁶。

新アルゴリズムの導入	2023 年 12 月 31 日以降、新たに上市される食品のニュートリスコア算出に新しいアルゴリズムが適用された。すでに上市されている食品については、2025 年末までの 2 年間の移行期間が設けられた。														
製品分類の改善	製品群をより詳細に分類し、各分類ごとにスコアを制定 <table> <tr> <th>製品群</th><th>分類方法</th></tr> <tr> <td>パン類</td><td>全粒粉と小麦を区別</td></tr> <tr> <td>魚介類</td><td>脂肪分によって製品を区別</td></tr> <tr> <td>肉類</td><td>赤身肉と鶏肉で区別</td></tr> <tr> <td>砂糖を含む製品（飲料製品を含む）</td><td>砂糖の含有量毎に区別</td></tr> <tr> <td>塩分を含む製品</td><td>塩分の含有量毎に区別</td></tr> <tr> <td>牛乳（牛乳ベースの飲料）</td><td>飽和脂肪酸と熱量および糖質による区別</td></tr> </table>	製品群	分類方法	パン類	全粒粉と小麦を区別	魚介類	脂肪分によって製品を区別	肉類	赤身肉と鶏肉で区別	砂糖を含む製品（飲料製品を含む）	砂糖の含有量毎に区別	塩分を含む製品	塩分の含有量毎に区別	牛乳（牛乳ベースの飲料）	飽和脂肪酸と熱量および糖質による区別
製品群	分類方法														
パン類	全粒粉と小麦を区別														
魚介類	脂肪分によって製品を区別														
肉類	赤身肉と鶏肉で区別														
砂糖を含む製品（飲料製品を含む）	砂糖の含有量毎に区別														
塩分を含む製品	塩分の含有量毎に区別														
牛乳（牛乳ベースの飲料）	飽和脂肪酸と熱量および糖質による区別														
甘味料の基準変更	飲料における甘味料の使用は、ニュートリスコアによってその消費を促進しないよう、甘味料の基準を厳格化。														
分類の変更	牛乳、牛乳ベースの飲料、発酵乳ベースの飲料、植物由来の飲料が飲料カテゴリーに含まれるようになった。														

5.1.2 ニュートリインフォームバッテリーシステム（Nutrinform battery system）

イタリアは、ニュートリスコアの代替案としてニュートリインフォームバッテリーシステム（Nutrinform battery system）を 2022 年に発表した。同栄養表示は、食品に含まれるエネルギー、飽和脂肪、糖分、塩分の量と、それらの成人の平均的な基準摂取量に占める割合（単位：％）をバッテリーに模して表示している。イタリア政府は同表示システムについて、消費者が摂取する食品が一日のエネルギーと栄養素の必要摂取量にどの程度寄与しているかを即座に理解することができ、特に注意を払うべき栄養（脂肪、飽和脂肪、糖分、塩分）を図式化して表示していると説明している。また、同国は、同システムが、EU で既に普及している 1 日の目安の栄養

⁷⁵ <https://www.eurofins.de/food-analysis/food-news/food-testing-news/nutri-score-update/>

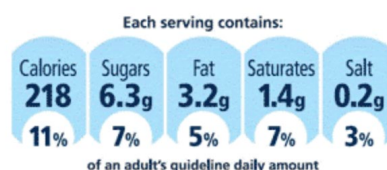
⁷⁶ <https://www.eurofins.de/food-analysis/food-news/food-testing-news/nutri-score-update/>

摂取基準（Guideline Daily Amounts：GDAs）に代表される基準摂取量（Intake Reference: IR）の表示方法に改善をもたらすものであると述べている⁷⁷。

しかし、多くの科学研究により、GDA/IR は消費者にとって理解や解釈が難しく、消費者の購買行動に好影響を与えないことが明らかになったことから、類似するイタリアの栄養表示も消費者にとってわかりにくいものであることが想像できる。さらに、ニュートリインフォームバッテリーシステムは、その複雑さを理由に、消費者団体や公衆衛生団体は否定的で、より、カラフルで明瞭なロゴを要求している⁷⁸。さらに、栄養成分の測定方法も WHO が定める国際標準方法である 100g（飲料の場合は 100ml）単位に沿っていないことも同表示方法が支持されていない理由の一つである⁷⁹。



ニュートリインフォメーションバッテリーシステム



GDA システム

5.1.3 北欧諸国で採用されている栄養表示システム

北欧では、二種類の食品栄養ラベルが使用されている。スウェーデン、デンマーク、ノルウェーではキーホール（Keyhole）と呼ばれる鍵穴状のラベルが使用されている。スウェーデンでは 1989 年から、デンマークとノルウェーでは、2009 年より使用されており、前出の二つの栄養表示システムよりも長きにわたって使用されている⁸⁰。同ラベルの特徴は、各食品毎に科学的根拠に基づいて塩分、食物繊維、糖分などの基準が設けられていることにある⁸¹。キーホールロゴの表示により、本ロゴが使用されている食品は、使用されていないものよりも健康であることが表示される。



キーホールロゴ

一方で、フィンランドでは、2000 年からハートシンボル（Heart Symbol）という栄養表示ロゴが使用されている。同製品ロゴも、キーホールロゴと同様に、食品毎に科学的知見に基づいた基準が設置されている。また、同基準は定期的に見直しが施され、都度、必要に応じて基準が変更となる。ハートシンボルロゴの添付は、同ロゴ未表示の製品よりも、より、栄養価が高く健康的であることを示している⁸²。



ハートシンボルロゴ

⁷⁷ <https://nutriscore.blog/2021/03/25/information-on-the-italian-counter-proposal-to-nutri-score-the-nutrinform-battery-system/>

⁷⁸ <https://nutriscore.blog/2021/03/25/information-on-the-italian-counter-proposal-to-nutri-score-the-nutrinform-battery-system/>

⁷⁹ <https://nutriscore.blog/2021/03/25/information-on-the-italian-counter-proposal-to-nutri-score-the-nutrinform-battery-system/>

⁸⁰ https://food.ec.europa.eu/system/files/2018-04/comm_ahac_20180423_pres2.pdf

⁸¹ https://food.ec.europa.eu/system/files/2018-04/comm_ahac_20180423_pres2.pdf

⁸² <https://www.sydanmerkki.fi/en/>

キーホールロゴとハートシンボルロゴの主な違いは、栄養基準が設けられている食品グループの違いにある。前者のロゴは約 33 種類の食品に対して栄養基準が設けられているのに対して、後者のロゴは、約 9 種類の食品の栄養基準が設けられている。また、2007 年より、ハートシンボルロゴは、レストランで提供される食品にも適用されている⁸³。

5.2 EU 加盟国の FOPNL に関する見解

2024 年 1 月から 2024 年 6 月まで、ベルギーが EU 理事会議長国に就任したことで、農産物表示、特に FOPNL の実施に関して何らかの進展があると期待されている。本年 6 月に実施される欧州議会選挙と欧州議会の選挙結果によって起こりうる欧州委員会の要職の人員入れ替えが、EU の立法過程における最終承認の役割を担う EU 理事会による意思決定の重要性を高めることになる⁸⁴。また、ベルギー政府は、EU 理事会議長国就任の際に発表した政策優先事項文書の中で、学校での健康的な食品選択を促進し、EU のいくつかの国ですでに実施されている自主的な FOPNL を他の EU 加盟国と共有する意向を表明した。これは、フランス主導のニュートリスコアを推進していくことを暗示している⁸⁵。

一方で、イタリア、ルーマニア、チェコ、ハンガリー、ギリシャ、キプロス、リトアニアは、ニュートリスコアの導入に反対を表明している。中でも、上述の栄養表示を支持しているイタリアは、ニュートリスコアを、科学的なデータを基にしておらず、かつ、オリーブオイルをはじめとする地中海特産の食品に差別的であるとして強く反発している⁸⁶。

さらに、EU の内部文書によると、ニュートリスコアと栄養素のラベル表示案は、イタリアの強い主張により、欧州委員会内部でも反対に直面していたという⁸⁷。実際に、イタリア政府は反ニュートリスコア運動を SNS などを通して実施している。これに対して、ニュートリスコアの発案者であるフランスの Serge Hercberg 氏は、エクストラバージンオリーブオイルを代表とした複数の地中海食品を例に出して、イタリア政府が主張する地中海の食品がニュートリスコアによって差別されるという見解は正しくないと主張している⁸⁸。

北欧諸国については、ニュートリスコアに肯定的であるフィンランドを除き、その他北欧諸国（スウェーデン、デンマーク、ノルウェー）は中立的な立場を示している。これらの北欧諸国は、上述の独自の栄養表示システムとニュートリスコアの整合性を高めることを望んでいる。

⁸³ <https://www.sydanmerkki.fi/en/>

⁸⁴ <https://www.geopoliticalmonitor.com/european-elections-a-game-changer-in-2024/>

⁸⁵ https://belgian-presidency.consilium.europa.eu/media/3kajw1io/programme_en.pdf

⁸⁶ <https://nutriscore.blog/2024/01/06/how-the-government-of-giorgia-meloni-and-the-italian-far-right-using-gastronationalist-arguments-blocked-the-process-of-choosing-the-nutri-score-at-the-european-level-a-thorough-investigation-publish/>

⁸⁷ <https://www.beuc.eu/blog/food-label-ambush-how-intense-industry-lobbying-halted-eu-plans/>

⁸⁸ <https://www.euractiv.com/section/agriculture-food/news/the-battle-between-pro-nutri-score-meps-and-italy-keeps-raging-on/>

たとえば、北欧諸国のラベルは健康であるという証明となるのに対して、ニュートリスコアは、「A」や「B」のスコアの食品が必ずしもが必ずしも健康に良い食品ではないことから、全ての「A」や「B」のスコアの食品は健康であるという消費者の誤解を生むことを懸念している⁸⁹。

5.3 利害関係者の見解

5.3.1 ニュートリスコアに関する利害関係者の見解

ブラジルの飲料品メーカーFevia社の食品生産・消費部門責任者である Ann Nachtergaele氏は、異なる栄養表示制度が共存することは、欧州の消費者のみならず、事業者にも混乱をもたらすと強調した⁹⁰。

一方で、コカ・コーラ、フェレロ、モンデリーズといった一部の大手食品メーカーは、自社製品の販売に対する潜在的な悪影響を懸念してニュートリスコアに反対している⁹¹。食品業界を代表する複数のロビー団体は、イタリアと同様にチーズなどの伝統的な製品を不公平に扱うとして、ニュートリスコアに反対している。

これに対して、ベルギー政府は、2024年4月25日に、ニュートリスコアに関するイベントの開催を予定しており、イタリア政府を含むニュートリスコア反対派との意見交換を目的としている⁹²。

5.3.2 FOPNLに関する利害関係者の見解

EUとスイスの砂糖生産者団体 CEFS は、FOPNL スキームに関する規則遵守を強調し、ニュートリスコアのような色分け表示は消費者を惑わせ、全体的な栄養品質への誤解を招くと懸念を表明した。CEFS は、色分け表示は科学的根拠に乏しく、差別的であり、市場の障害となり得ると考えている。同団体は、栄養素表示への慎重なアプローチを提唱し、コンプライアンスを重視し、科学的根拠に基づく十分な情報を消費者に提供する表示方法を求めている⁹³。

Copa Cogeca も、透明性と消費者に提供する食品情報を強化する措置は支持するものの、色分けを義務付ける FOPNL 制度については、栄養価の高い製品を差別するという点で事業者、特に生産者に負担をかけるという懸念を表明した。同団体は、食品の複雑性を考慮した、非差別で

⁸⁹ https://www.asktheeu.org/en/request/8770/response/29238/attach/2/3%201%20Ares%202020%206859343%20NESTLE%20Annex%201.pdf?cookie_passthrough=1

⁹⁰ <https://www.lecho.be/entreprises/alimentation-boisson/le-nouveau-nutri-score-cherche-a-elargir-son-audience/10515904.html#:~:text=Appliqu%C3%A9%20dans%20sept%20pays%2C%20dont,camp%20de%20la%20pr%C3%A9sidence%20belge.>

⁹¹ <https://unescochair-ghe.org/2023/05/12/report-why-the-european-commission-must-choose-the-nutri-score-nutrition-label/>

⁹² <https://www.lecho.be/entreprises/alimentation-boisson/le-nouveau-nutri-score-cherche-a-elargir-son-audience/10515904.html#:~:text=Appliqu%C3%A9%20dans%20sept%20pays%2C%20dont,camp%20de%20la%20pr%C3%A9sidence%20belge.>

⁹³ <https://cefs.org/wp-content/uploads/2018/02/18.01.30-CEFS-key-messages-on-FOP-labelling.pdf>

科学的知見に基づく調和の取れたアプローチを提唱している。同団体は、栄養分に関する色分け表示よりも、地理的表示を製品の品質を保証するものとして推奨している⁹⁴。

欧州の乳製品事業者団体 Eucolait は、食事のガイドラインに基づいた、包括的で中立的な FOPNL スキームを提唱している。同団体は、ニュートリスコアのような色分け表示は、栄養価の高い乳製品を差別し、消費者を誤解させる可能性があると批判し、イタリア式のニュートリインフォメーションバッテリーラベルのような、情報を提供しながらも消費者を惑わせない表示方法の開発を要望している。同団体は、栄養素の測定方法についても懸念を表明しており、天然の無添加・無加工の食品に対しても差別的になる可能性を指摘した。Eucolait は、全体的な栄養学的観点からバランスの取れたアプローチを強く求め、栄養プロフィールの義務化に反対し、十分な情報に基づいた消費者の選択を促進する必要があると主張している⁹⁵。

6. 結びに代えて

アルコール表示、日付表示、原産地表示、栄養表示など、EU の食品表示に対する取り組みは、消費者の健康に対する意識向上に役立っている。しかし、規制化の過程では、アルコール表示や栄養表示といった分野では、EU 加盟国や業界団体など、さまざまなレベルの利害関係者が制度改正に強い懸念を示している。一方、2024年6月の欧州議会選挙とその結果に基づく欧州委員会幹部のシャッフルという今後の政治動向を考えると、6月までの現行の EU 体制の下で（ベルギー議長国主導の下）何らかの合意を生み出す可能性もある。消費者がより健康な食品を選択する機会を増やし、公衆衛生の意識を高めるといふ本来の目的に基づいてこれら一連のイニシアチブを EU として実現に移す実行力が問われる状況だと言える。

以上

⁹⁴ https://www.asktheeu.org/en/request/8770/response/29238/attach/4/2%201%20Ares%202020%206866037%20Copa%20Cogeca%20Annex.pdf?cookie_passthrough=1

⁹⁵ <https://www.eucolait.eu/wp-content/uploads/2022/02/Eucolait-views-on-front-of-pack-nutrition-labelling-and-nutrient-profiling.pdf>

【参考】各栄養表示ロゴの比較

名称	ニュートリスコア	ニュートリインフォームバツテ リーシステム	キーホールロゴ	ハートシンボルロゴ
導入国	オランダ、スペイン、ドイツ、 フランス、ベルギー、ルクセン ブルグ、スイス	イタリア	スウェーデン、デンマーク、 ノルウェー	フィンランド
ロゴ				